





# 破戒裁判

高木彬光

**破戒裁判**

**定価240円**

---

昭和 36 年 5 月 15 日 第 1 刷発行

昭和 36 年 6 月 5 日 第 2 刷発行

著 者 高 木 彬 光

© Akimitsu Takagi 1961

発行者 西 村 俊 成

印刷所 星野印刷株式会社

製本所 株式会社大進堂

発行所 東 都 書 房

東京都文京区音羽町 3 丁目 19 番地

電話 (941) 3111 振替(東京)72732

---

落丁本乱丁本はおとりかえします

# 裁判要目

時 昭和三十五年六月十五日——七月十五日  
所 東京地方裁判所 刑事第三十号法廷

殺人 死体遺棄

被告人 村田和彦

裁判官 吉岡鋭輔

中川秀雄

小清水俊一

檢察官 天野秀行

弁護人

百谷泉一郎

証人

小島重三

今野荒樹

奥野徳蔵

伊藤吉郎

井沼鏡子

星 暁子

内藤より子

津川広基

伊藤京二

その他

鑑定人

船橋玄一

## 第一章

私が東洋新聞社の法廷記者として、東京地方裁判所に通いつめるようになってから、十年あまりの年月がたつ。

早いもので、米田友一よねだともという私の名前は、この記者クラブの名簿では、最古参の一人になってしまった。

ここには、事件記者のはなやかさはない。一分一秒を争うような忙しさはない。ここでは、取材は午前十時にはじまり、午後の三時には終る。たまには、五時ごろまでかかることもないではないが、それは例外中の例外なのだ。

新聞記者として例外といえる事柄は、ほかにもいくつかある。

第一に、私たちの書く記事は、ほとんど紙面にのることがない。ここであつかわれる事件は、九割九分までが、ニュースとしての価値を失ったものだけだった。

『何々事件の主犯、何某に死刑の判決』

と書き出しても、この忙しい世の中では、その何々事件を記憶している人間はごく少ないの

だ。事件が発生してから、裁判がはじまるまでには、かなりの時間がかかる。そして裁判が開かれてから、結審までに、また何ヶ月もかかり、年を越すことも珍しくない。しかし、裁判官たちの手持ちの事件の数を考えて見ると、それも無理とはいえないのだ。

こういう同情が湧くのも、私が見えぬ、この裁判所に通っているため、無表情の極ともいふべき裁判官たちに、情が移ったせいかも知れない。私自身の神経まで、古い裁判記録のようにすっかり俣ほりっぼく、かびくさくなつたためかも知れない。

まるで何年かの刑の言渡をうけた人間のように、私の青春は、この裁判所の中ですりへらされてしまつたのだ……

第二の例外というのは、この記者クラブの無風状態だった。ほかのどのような場所でも見られる、新聞社同志の熾烈な取材争いは、ここにはほとんど存在しない。

すべての資料は、同時に各社に与えられるといつてもよい。たとえば、特ダネをスクープしようと思つても、相手は法律の番人ともいえるような人種だけなのだ。個人的な接触、友情などの入りこむ余地はない。誰でも新聞記者としては、去勢されたような性格となり、不必要な競争意識を失つてしまうのは当然のことかも知れなかつた。

私は、何度か、編集局長や社会部長をつかまえて、ほかの部署にまわしてくれと哀願した。しかし、その望みはいつもかなえられなかつた。もう少し、もう少しといわれて、がまんしているうちに、今度は私自身のほうが、ほかの場所で働けるような自信をなくして来た。

七年目からは、私ももうそういう望みを、口に出すこともなくなつて来た。その他の例外——それは、もう書いてもしかたがないだろう。

裁判そのものは、厳肅な法の行使である。だが、法律、法律でかためられた、この裁判というものは、時々奇妙な進行を見せることもあるのだった。

裁判は、よく劇にたとえられることがある。

そしてその大半は、九割九分までは、悲劇に違いないが、時には喜劇ともなり、猥褻劇わいせつとなることもないではない。

たとえば、強姦事件の裁判となつて来ると、こういう審理になれきっている私でも、はらはらすることは少くない。ここでは、その問答の引用はさけるが、法律的な四角ばったかた苦ししい用語で表現されるほうが、どのような露骨な春本よりも、かえってきわどい生々しい感じを与えることがあるのは、私だけではなく、この記者クラブの全員が、身にしみた実感として感じていることなのだ。

喜劇の例は、まあ一つぐらいは、引用してもかまわないだろう。

最近私たちの間では『立ション裁判』という呼び名で、ちょっと話題になった裁判がある。

もちろん、ただの立小便なら、地方裁判所まで持ちこまれはしない。立小便が原因で、一人の人間が死んだのだった。

関係者の本名を書くのは、さしさわりがあるから、ここではローマ字で呼ぶことにする。

最初、ある会社につとめているAとB二人の青年が、夜おそく自分たちの寮へ帰る途中、ほかの会社の寮の前で、立小便をしたのが事の起りだった。

二階の窓からは、誰かが首を出して、

「馬鹿野郎！」



とどなった。AとBとは、すぐに自分の寮へ帰って、友人のCとDとにこの話をした。

よせばよいのに、このCは、

「よし、おれが話をつけてやる」

と豪語し、Dをさそって、二人でむこうの寮へ出かけていったのである。

相手の寮では、EとFとGと、三人の青年がこれをむかえうった。Eがバットを持ち出し、

Fが革バンドを手にまいて出たのが悲劇の原因だった。

もう、こうなれば、その後は騎虎の勢いというほかはない。Eにしても、本人の自供なり、弁護人の弁論などを聞いていると、ただの威嚇のため、このバットを持ち出したことには、間違いないのだから、まるでバッター・ボックスに立ったプロ野球の選手のように、強打力を競ったのが、悲劇の成行きだった。

Cは頭をうたれ、骨折、内出血をおこしてすぐに死亡した。これが悲劇の結果だった。

他人の立小便のために、人を殺したり、死んだりする。これだけでも、いい加減、頭がおかしくなりそうなのに、証拠のバットは証人台の上にのせられ、現場写真は提出され、傷害致死事件として、厳然たる審理が続けられたのだ。

裁判官たちが肅然たる態度をとればとるほど、私はおかしくたまらなくなって来た。人間一人が死んでいるのに、笑うとは何だ——と自分をいましめながら、とうとうがまんが出来なくなつて、廊下へ出てふき出してしまったのだ。

幸いに、この被告人、E、F、Gはそろって執行猶予しつこゆうよとなった。こんなことをいうのは変だが、Cは殺され損となったのである。

こういう風に、異名のついた裁判も、まず例外といってもいい。

相次に人々の注視を集めた裁判でも、それはたいいてい被告人の名前か事件の名前をとって呼ばれるものなのだ。『平沢裁判』『本山裁判』『松川裁判』などのように……

その点でも、私たちが『破戒裁判』と呼んだこの裁判は、たしかに異例なものだった。

もちろん、私たちも最初から、この裁判にこんな名前をつけていたのではない。裁判の進行に応じて、いつの間にか、こういう名前が、記者クラブの間に、自然発生したといってもいいだろう。

訴因そのものは単純だった。

『殺人 死体遺棄』

法廷の入口にかかげられた掲示板にしろされてあるこういう文字は、なれない人々には、かなりのショックを与えるらしいが、私たちは、もういい加減、不感症になっている。

しかし、これは特殊な事件だった。その不感症なはずの私が、裁判の進行するにつれて、この十年一度もおぼえがなかったくらいの興奮にまきこまれたのだ。

裁判を劇にたとえるなら、法廷関係者は、すべて俳優といってもいいだろう。

一人または三人の裁判官、検事、弁護士、被告人、そして何人かの証人たち、ここで発言を許される人々は、その俳優にあたるのだが、その主役は、ほとんどすべての場合が被告人である。

ただ、この『破戒裁判』だけは、私も主役が弁護士だったと認めないわけには行かない。もちろん、一つの裁判に成功したからといって、すぐ彼を英雄に祭りあげるのは、間違いだろう。

が、少くとも、この裁判で、百谷泉一郎弁護士のはたした役割は、末恐しさを感じさせるものがあつたのだった。

とはいうものの、私は、この裁判がはじまるまで、この人物に、それほど深い注意を払つたことはなかつた。

三十という年齢では、たとえ正式の資格は持っていないでも、年期と経験を尊ぶこの社会では、まずかけ出しといつてよい。

しかし、彼の父親、百谷義郎とは、私もこれまでに何度か顔をあわせたことがあつた。

硬骨な、正義漢には違いないが、その弁論の調子には、どうも大時代なくさみがあつた。一世の名弁護士といわれた花井卓蔵が、その青年時代の理想の人物だったというが、人間は誰でも、自分の尊敬する人間に、自然と言葉や態度まで似て来るのだから。

私は、ある先輩の言葉を借りて、直接そういう批評をしたことがある。

こつちには、いくらか、ひやかす気持もあつたが、その時、彼は大きく胸をそらしていった。

『光栄だねえ。花井先生に、どこか少しでも似ているといわれるだけで、僕はね、どんなに嬉しいか、この気持はちよつと君にはわからんだろうな』

百谷義郎弁護士は、最近、脳出血で死亡した。孫の顔までは見られなかつたが、一人息子が、こうして刑事弁護士として、将来を嘱望される存在となつたことには、やはり地下で胸をそらして喜んでいるだろう。……

しかし、こうして、百谷泉一郎が、とたんに頭角をあらわしたという事実のかげには、それ

相当の理由もあつたのだ。

これは、私ばかりではなく、関係者が口をそろえていうことだが、最近の法曹界ほうそうかいの人物の払底はらぞは、まったくひどいといつてもよい。

裁判官は、昭和の初期にくらべて、一人あたりの事件の数が、七倍ぐらいにふくれ上つたといつて悲鳴を上げてゐる。これでは、裁判の進行が遅れるのもしかたがない。これをいくらかでも救うには、判事の定員を増加するしかないといつて、毎年予算を請求するのだが、いつでも大蔵省に大鉈おおなたをふるわれて、なかなか理想は実現しない。最高裁判所長官といえ、総理大臣や国会議長などとならんで、最高の権力を持つてゐる人物のはずだが、予算をぶんどるといふような政治力にかけては、いわゆる各省大臣のほうが、腕前はずっと上なのだろう。

検事のほうは、それにくらべて、割合に不平が少いようだ。収入は、民間会社に比較すれば、たしかに十分といえないが、それでも一種の権力感がそれを補つてくれるのだろう。ただ、その質が低下したというのだろうか、それともやはり、事件の数にくらべて、人員が少なすぎるため、事務官僚のように、能率主義に傾いて来るのだろうか、むかしに比較して、人間の粒が小さくなつたようだと感じるのは、私だけではなさそうだった。

弁護士にしても、決してその例外ではない。もちろん民事の事件なら、あつかう事件の大きさに応じて、その報酬も増えて来る。大会社の顧問弁護士という地位につけば、だまつていても、毎月相当の手当がつく。いくつかの会社を受け持てば、それだけで十分の生活は出来るのだ。

ただ、刑事弁護士になつて来ると、これは経済的には、たいへん恵まれない職業なのであ

る。刑事事件の被告人は、九割まで貧しいといってよい。六割ぐらいは、弁護士さえはらえずに、国家の任命した国選弁護人にたよらなければならぬ現状なのだ。

ところが、国選弁護人に対する国家の補償は決して多いといえない。たとえば、裁判が三日続くとして、その報酬は手どり三千円ちょっと、一日千円ぐらいにしかつかないのだ。ほかに若干の日当はつくが、これでは十分な弁護は出来ない、彼等が悲鳴をあげるのもむりはない。私の仲間の事件記者も、時には足を出すそうだが、たしかに一日千円ちょっとの報酬では、なにか自分で調査しようと考えたら、とたんに持ち出しになってしまふに違いない。

といつて、私はこういう法曹界の人々を悪くいうつもりはない。個人としては、九割九分まで、良心的な、正義感に燃えた、信頼すべき人々なのだ。もちろん、時々ジャーナリズムの問題となるようなはつきりした誤審では、愚鈍といつていいような人もいないのではないだろう。しかし、どういふ社会にも、そういう人間はあるものではないだろうか。一部をもって、全体を推すということは、すべての場合、過激に走る恐れがある。

私はここで、経済的な問題を多く語りすぎたかも知れない。しかし、法律家も人間なのだ。家族を養う義務もある。物質的な慾望も決して少いとはいきれない。その皺よせが一つには、刑事弁護士の質の低下、人材の減少となってあらわれたことを指摘したいだけなのである。

そういう点からいえば、百谷泉一郎は、実に恵まれた境遇にあった。

私は、この裁判が始まってから、あらためて彼のことをいろいろ調査して、なるほどこれならば、腰をすえて、物質的には恵まれない刑事弁護を十分にやりぬくことが出来るわけだと初めて納得したのである。

彼の事務所と家は、九段の一口坂いぐちらざかにある。父の残した遺産だが、これでも今では土地の値上りで、億に近いような資産だろう。

もちろん、不動産というものは、毎日金を産んでほくれない。私も時価一億という家に住みながら、現金収入がないために、タクシー代にも事を欠いている人間を知っている。土地の値上りで、二億の現金を手に入れたのはいいが、何も仕事が出来ないので、役所の小使いをしているといふ百姓の話も聞いたことがある。人生の幸福はどこにあるかと、溜息をつくような話だが、百谷泉一郎にしたところで、もしこの家と事務所だけを残されたとしたら、たとえ、無形の地盤というものが、それといっしょに残されたとしても、遺産を維持することに精いっぱい、積極的にこういう活動を開始することは出来なかつたかも知れない。

その功績の大半は、百谷夫人、明子あきこの力にかかっているのではないだろうか。年は、泉一郎とおなじだというが、彼女は恐るべき女性だった。

最初あつた時の第一印象でも、聡明そうな美人だとは思つたのだが、もちろん、美人という点だけを問題にするならば、それ以上の女性は、世の中にいくらでもある。ただ、経済的な能力で、彼女を上まわる女というのは、世間にそれほど存在しないと見えるのではないだろうか。

彼女は、兜町でも智将といわれた投資指導家、大平信吾おほひらしんごの娘だった。証券会社の社員たちが、始終家に入入りするので、自然に興味を感じて来たのかも知れないが、中学校に入ったころには、父から資金を十万円借りて、株をやりはじめ、高等学校を出たときには、三千万円にふやしたという経歴の持主だった。

もちろん、これだけでは、運がよかったという一言でかたづけられるかも知れない。しかし、昭和三十三年には、経済界の話題となった、八光製糖の買占め乗っ取りにも一役買ひ、そのほかにも、素人しろうとには手の出ないような、小豆やゴムの定期相場にのり出して、着々成功をおさめていたところを見ると、たしかに珍しい女性に違いなかった。

『それは、わたしの血のせいでしょうね。わたしのおじいさんは、熊本から通しかごで、京都までやって来て、生糸相場をはっていたそうなんです。わたしが、ますらめとか、女將軍とかいわれたのも、その血のせいかも知れませんか』

私が、百谷弁護士の家を訪ねて行って、その問題にふれたとき、明子は笑いながらいったが、その眼は完全に男の眼だった。

血——人の行動を支配する先祖の遺伝。

これが、ある場合には、どれほど大きな結果を産み出すかということを、私は今度の裁判で、つくづく痛感したのである。

一見、不釣合のように見えるこの二人は、あつて見ると、私が照れるほど仲がよかった。世界中に、ほかの男性、女性は一人でもいるかと、心の底から信じこんでいるらしい気配が、はっきり顔にあらわれていた。

『主人とわたしは、占いのほうからいうと、二重さんじゆうかいよくの三合会極さんごうかいよくという組合せになるんですって。こういう組合せは、たとえ女が二号さんでも、絶対に別れられないと、ある先生にいわれましたの』

私は、占いのことはよく知らないが、眼の前の二人の顔にあらわれている幸福感は、否定す

ることも出来なかった。選ばれた、恵まれた組合せ、私は心の中でこの夫婦を祝福していたのだ。

百谷泉一郎の刑事弁護士としての成功は、たしかに明子の内助外助の功を認めなければ理解できないだろう。

『主人に、心おきなく、十分なお仕事をしてもらうために、わたしはお金儲けをしているのよ。汚く儲けてきれいに使え——というのが、大阪商人の根性でしょう。わたしの信念もそうなのよ』

この夫人は、たしかにほかの女性と違っていた。一言一言がすべて私の意表に出た。

彼が、自分で興味を感じた、この『破戒裁判』の弁護に、どれだけ費用をつぎこんだかは、私にも想像出来ないが、おそらくそれは莫大な額だったろう。もちろん、弁護費用は出たに違いないが、べつの意味で明子の物質的な支援が、この成功を生み出したのだろう。

むろん黄金は万能ではない。戦争に物量が絶対的な要因だということは、今度の世界大戦でもよくわかるが、厳しい法律に支配される裁判という人生の局部戦では、どのように費用を注ぎこんでも、それを活用できる能力がないかぎり、完全な死物に終るので。

私は、ここまでのことをしきれない、ほかの弁護士をとがめる気持はぜんぜんない。百谷泉一郎という弁護士は、たしかにこの意味では例外的な存在だった。ただ、彼の偉さがこの恵まれた条件を、徹底的に活かしぬいたところにあったということは、誰も認めないではおられないだろう。

私は、ある人にすすめられて、この裁判の記録をまとめることにした。



もちろん、法廷記者として、私の見聞できる範囲はごく制限されている。

東京地方裁判所刑事第三十号法廷。

これが、この裁判の法廷であり、私の物語のほとんど全部は、この場面で展開されたものだった。

しかし、場面の变化だけが、読者の興味をつなぐ要素ではないだろう。時間的にも空間的にも、長く大きなひろがりを持つ人間関係は、短い時間に、一局部に集中されたとき、平凡な生活の延長には見られないような激しい火花を、連続して散らして行くことがある——この裁判は、その恐しい一例だった。

もし、私がこの時、この場の興奮を、はっきり描き出せないなら、それは私が、新聞記者としての修業は積んでいるつもりでも、専門の小説家ほどの筆力は持たないせいなのだろう。

それはよい。私は事実にとよるだけだ。

私のような人間でさえ、あれほど興奮した事件なら、事実をそのまま書き綴っても、読む人は何かの共感をおぼえてくれるだろう。

この裁判の被告人は、村田和彦むらたかずひこという、もと新劇の俳優だった。

もちろん、舞台では、いろいろの役を演じて来たことだろうが、彼は殺人事件の被告人として、いま現実の法廷という本舞台へ悲劇の主人公の一人としていやおうなく登場させられたのである。